

# 歯科における『個別指導』の現状と対策

9月28日(日)10時30分～12時30分

会場 兵庫県保険医協会 5階会議室 参加対象：協会歯科会員のみ

講師 ①指導の仕組み・運用実態、法的問題点 参加費無料

六甲法律事務所 松田 昌明弁護士

②『カルテ記載を中心とした指導対策テキスト』改訂版冊子  
(当日無料配布)をもとに、主な指導での指摘事項やカルテ記載、  
P治療の流れなどポイント解説 協会歯科社保講師陣

高点数医療機関上位8%を対象にした『集団的個別指導』は、協会が開示請求した資料によると、兵庫県歯科は230件を対象に神戸と姫路の2会場で10月～11月に行われます。

高点数のみを理由とする指導は、萎縮診療を招き国民の受療権侵害につながるなど大きな問題を含んでいます。協会は、高点数を理由とした医療費抑制策のための指導の廃止、ルールの周知を目的とした教育的な指導の実現などを求め、厚労省や近畿厚生局に要請しています。

個別指導は、今年度当初年間計画で25件も「再指導」分の予定があるなど異常な状況です。

算定要件となっているカルテの記載不備だけでも診療報酬の返還が求められています。

今回の歯科会員懇談会は、実際に個別指導に帯同している松田昌明弁護士が、指導の仕組み、運用実態や法的問題点などについて講演いただきます。あわせて、保団連発行『カルテ記載を中心とした指導対策テキスト』改訂版冊子(当日無料配布)をもとに、主な指導での指摘事項や、カルテ記載、P治療の流れなどのポイントを協会歯科社保対策講師陣が解説します。

多忙な日々のなか、レセコン任せで画一的なカルテになっていませんか？

保険医として、指導の現状を学び、カルテ整備や保険請求ルールについての点検の機会としてもご利用ください。参加対象は、協会歯科会員の先生ご本人とさせていただきます。参加無料。

協会未入会の先生はご入会の上ご参加下さい(入会金なし、開業医5,000円、勤務医3,000円)

お問い合わせは、兵庫県保険医協会歯科部会まで TEL/078-393-1809 まで

## 【指導問題・歯科会員懇談会(9/28)参加申込書】 FAX078-393-1802

医療機関名  所在地  市・区・町

電話  FAX

参加者氏名  ★事前質問やご意見等あればお寄せ下さい。